

新型コロナ定期接種ワクチンの助成について

- 事業内容 新型コロナウイルスワクチンについては、令和6年度から予防接種法上の定期接種に位置付けられることとなった。これまで特例臨時接種として無料としていたが、定期接種B類疾病に位置づけられたため、助成を下記のとおり実施する。
- 定期接種の対象者 ①65歳以上の者
②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するもの
- 接種間隔 年1回
- 定期接種の開始時期 令和6年10月1日～令和7年3月31日の間で自治体が設定する期間
- 助成対象者 上記定期接種対象者
- 国からの助成金 接種1回当たり8,300円（税込）※定期接種対象者のみ
- 定期接種以外の助成 定期接種以外（任意接種）のうち非課税世帯及び生活保護受給者を助成対象とする。
- 自己負担額 定期接種対象者、定期接種以外（任意接種）のうち非課税世帯及び生活保護受給者とも3,500円前後を想定
- 予算額 **歳出**
【委託料】10,530,000円
① 定期接種 65歳以上1,150人のうち65%想定（750人）
（概算）接種費用16,500円-自己負担額3,500円×720人=9,360,000円
② 任意接種のうち非課税世帯及び生活保護受給者
（概算）接種費用16,500円-自己負担額3,500円×90人=1,170,000円
【扶助費】※入院中や施設入所者等の償還払い 390,000円
（概算）接種費用16,500円-自己負担額3,500円×30人 =390,000円
歳入（新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金）
8,300円×750人=6,225,000円
- 予約、接種場所 村立診療所予約専用ダイヤルにて予約 診療時間内で接種をおこなう。
（带状疱疹予防ワクチンと同様）
- スケジュール 9月下旬 定期接種者への個別通知
10月広報または折込みチラシ、SNSでの周知
10月1日 予約開始
10月中旬 接種開始